

令和8年度第1回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 令和8年8月3日（月）
- 2 開催場所 西脇市役所 3階 委員会室
- 3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 4 出席委員 岡 田 康 作 委員
遠 藤 加 奈 委員
河 原 淳 委員
安 部 亨 二 委員
福 永 昌 委員
長 井 正 彦 委員
齋 藤 周 藏 委員
亀 井 礼 子 委員
武 部 恵 子 委員
東 野 敏 弘 委員
- 5 欠席委員 黒 田 位 子 委員
藤 井 智 恵 委員
- 6 会議録署名委員 岡 田 康 作 委員
武 部 恵 子 委員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
くらし安心部長 藤 原 広 三
保険医療課長 長 井 恵 美
保険医療課保険担当主査 藤 井 裕 貴
保険医療課主任 中 村 美 幸
健幸都市推進課長 横 山 淳 子
税務課長 本 間 健 夫
税務課賦課担当主査 細 田 有 香
税務課収税対策担当主査 勝 岡 美 香
- 8 傍聴人 1名
- 9 会議に付した案件
報告事項
 - (1) 令和7年度西脇市国民健康保険特別会計決算について
 - (2) 令和8年度西脇市国民健康保険特別会計予算について
 - (3) 国民健康保険税の状況について
 - (4) 国民健康保険資格確認書等の更新状況について
 - (5) 医療費の状況について
 - (6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について
 - (7) その他（①保険料水準の統一に向けて、②健康保険法等の一部改正について）

令和 8 年度第 1 回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	○開会 ○会議成立の報告 ・ 本日の出席委員は10名。過半数以上の出席により会議は成立
会 長	○会長あいさつ ・ 委員の出席に対するお礼。 ・ 今年は例年より早い梅雨明けとなり、連日厳しい暑さが続いている。熱中症など体調管理には十分ご留意いただきたい。 ・ 本日の会議では、市の国民健康保険の状況について説明があるので、活発な意見、質疑を行い、国民健康保険への一層の理解を深めていただくようお願いしたい。
市 長	○市長あいさつ ・ 委員の出席、国保運営への協力に対するお礼。 ・ 兵庫県では、県内保険料の完全統一を令和12年度を目標に進められている。 ・ 先月、国保税を賦課し、決定通知書を発送。今年度から新たに始まった「子ども・子育て支援金制度」については、大きな混乱は起きておらず、皆様にご理解をいただいているところである。 ・ 本日は令和 7 年度決算、令和 8 年度予算など報告させていただくので、忌憚のないご意見をお願いします。
	○公務のため市長退席 ○事務局職員の紹介 ○配付資料の確認
事務局	(進行を事務局から会長へ交代)
会 長	○会議録署名人の選出 ・ 会議録署名人に岡田委員と武部委員を指名
会 長	○ 報告事項(1) 令和 7 年度西脇市国民健康保険特別会計決算について ・ 事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・ 令和 7 年度決算における歳入について、最終予算額と決算額との比較により説明する。 ・ 国民健康保険税の決算額は 6 億 7,798万 6 千円で、4,211万 6 千円

	の増であり、これは調定額が当初予算時を上回ったことなどによるもの。 ・ 県支出金の普通交付金は25億 6,784万 3 千円で、1 億 1,616万 7 千円の減である。 ・ 県支出金の特別交付金では、がん検診、医療費通知、健康づくりの取組に対して交付される県からの繰入金などを含め1 億 6,349万 1 千円となり、県支出金合計の決算額は27億 3,133万 4 千円となった。 ・ 繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分はそれぞれ1 億 3,864万 2 千円と 7,441万 4 千円、職員給与費等繰入金は 6,997万 9 千円、未就学児均等割保険税繰入金は 148万 8 千円、出産育児一時金等繰入金は 566万 7 千円、産前産後保険税繰入金は36万 4 千円、財政安定化支援事業繰入金は 3,597万 1 千円となっている。 ・ また、その他（法定外）繰入金は 2,096万 9 千円であり、内容は福祉医療費助成制度実施による影響分となっている。 ・ なお、令和 7 年度も基金からの繰入は行っていない。 ・ これらにより、歳入の合計は38億 1,640万 4 千円となる。 ・ 次に、歳出については、前年度との比較で説明する。 ・ 総務費は 9,090万 1 千円で、前年度比 465万円の増である。 ・ 保険給付費は25億 5,787万 7 千円で、前年度比1 億 5,999万 7 千円の減である。被保険者数の減少が大きな要因である。 ・ 事業費納付金は、平成30年度の国保の県単位化以降、県に対し納付している。決算額は10億 4,474万 7 千円で、前年度比 445万 8 千円の減である。 ・ 保健事業費は 5,872万 3 千円で、前年度比 821万 8 千円の増である。国保ウエルネスポイント事業の拡充が主な要因である。 ・ 諸支出金は 1,873万 9 千円で、精算による過年度の国・県支出金等の返還金のことである。 ・ 以上、歳出の合計は37億 7,412万 4 千円となり、歳入歳出差引額は 4,228万円となる。 ・ この歳入歳出差引額のうち、2 分の 1 相当に当たる 2,200万円を財政調整基金へ積み立て、令和 8 年度へ 2,028万円を繰り越した。これにより、財政調整基金の残高は8 億 5,133万 5 千円となっている。 ・ 国民健康保険加入状況について、令和 8 年度の世帯数は 3,816世帯で 439世帯の減少を、被保険者数は 5,792人で 381人の減少をそれぞれ見込んでいる。市における国保加入率は年々減少しており、令和 8 年度は15.72%を見込んでいる。
--	--

委 員	○質問 ・ 歳入のうち、県支出金の普通交付金額が 1 億円余り減少している理由は何か。
事務局	○回答 ・ 普通交付金は、市が保険者として負担した医療費をそのまま交付金として受け取るものであり、歳出の保険給付費が減少すると連動して減る仕組みとなっている。
委 員	○質問 ・ 国保税に関し、近隣市と比較して西脇市は高い収納率を維持しているが、どのような取組によるものか。
事務局	○回答 ・ 保険医療課と税務課で連携を図りながら、支払いが難しい方には納付相談を実施するなど、納税者に寄り添ったきめ細かな対応を行っている。また滞納者に対して財産調査や差押さえ等、徴収事務を適切に実施している。
会 長	○ 報告事項(2) 令和 8 年度西脇市国民健康保険特別会計予算について ・ 事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・ 令和 8 年度予算について、歳出を中心に、その財源とあわせて説明する。 ・ 総務費は 1 億 5,554 万円で、前年度比 3,646 万 7 千円の増である。 ・ 保険給付費は 24 億 5,055 万 1 千円で、前年度比 2 億 1,461 万 6 千円の減である。被保険者の減が主な要因である。財源は、県から交付される保険給付費等交付金である。 ・ 国民健康保険事業費納付金は 10 億 670 万 7 千円で、前年度比 3,804 万 2 千円の減である。主な財源は国保税であり、その他は軽減世帯に係る保険税収入相当額の一般会計繰入金や県支出金である。 ・ 令和 8 年度からは、新たに「子ども・子育て支援金分」が追加されることとなったが、納付金全体でみると減となっている。 ・ 保健事業費は 1 億 1,478 万 3 千円で、特定健康診査や特定保健指導、医療費通知の発送や人間ドックの費用助成、国保ウエルネスポイント事業などの費用である。財源は、特定健診等事業費については、補助対象額の 3 分の 1 を国、3 分の 1 を県が補助し、保健事業費については国保税が主な財源となる。また、国保ウエルネスポイント事業については基金繰入金が財源となる。 ・ 諸支出金は 1,620 万円、基金積立金は財政調整基金利子の再積立金として 772 万 9 千円、予備費は 500 万円である。

	・ これらをトータルした令和 8 年度の歳入歳出額は37億 5,651万円であり、前年度最終予算と比べると 1 億 9,592万 2 千円の減となる。被保険者の減による保険給付費の減が主な要因である。
委 員	○質問
事務局	・ 前年度になかったガバメントクラウド利用料として1千万円を超える額が計上されている理由は。
委 員	○回答
事務局	・ 国が主導する国民健康保険システムの標準化を進める中で、ガバメントクラウドの利用料が発生し、そのための費用を計上したものである。移行準備期間の費用については、国で全額補助される予定となっている。
委 員	○意見
事務局	・ 国は、システム標準化により費用を3分の1程度に抑えられるという触れ込みだったが、西脇市の人口規模でこれだけの経費がかかるとなると全国的に見たら話が変わってくるのではないか。マイナ保険証に制度を変更したことも多額の費用がかかっていると感じており、制度を変えることで従来より支出が増えたのか、減ったのかそうしたことを市民に知らせるべきではないか。
委 員	○回答
事務局	・ 国保に限らずシステムの標準化は、国の示す施策であり地方自治体はそれに沿って進めている側面は否定できない。マイナンバー制度もそうだが、自治体は国の法律や制度改正に従って事務を行う必要があるところをご理解いただきたい。
委 員	○意見
事務局	・ 今年度予算の説明を聞いたが、既に4か月が経過している。議会等いろいろな兼ね合いがあるのはわかるが、もう少し早く、例えば年明けに開催される2回目の国民健康保険運営協議会で概算でもいいので示してもらうことはできないか。
委 員	○回答
事務局	・ 1月末から2月頭の時点では次年度予算は未確定だが、概算であれば何らかの形でお示しすることはできる見込み。議会で議決された後、1回目の運営協議会開催までの間に予算資料を郵送等の方法でお知らせすることは可能だと感じている。
会 長	○報告事項(3) 国民健康保険税の状況について
事務局	・ 事務局からの説明を求める。
事務局	○説明
	・ 令和 8 年度の国保税額は、医療分は令和 7 年度の標準保険料率で設

	定し、後期支援分と介護納付金分は、県の標準保険税率に基づき設定している。今年度創設された子ども・子育て支援金分は、標準保険税率の5分の1で設定している。 ・当初賦課の状況について、医療分・後期支援分の一世帯当たりの調定額は15万745円、一人当たりの調定額は10万5,123円である。介護分の一世帯当たりの調定額は3万7,393円、一人当たりの調定額は3万2,440円となっている。新設の子ども分は、一世帯当たりの調定額は964円、一人当たりの調定額は728円となっている。 ・令和7年度の収納状況について、現年度分は、調定額6億7,236万1,600円に対し、収入額は6億4,752万8,761円で、収納率は96.31%となっており、前年度より0.5ポイント上昇した。 ・滞納繰越分は、調定額1億4,044万1,114円に対し、収入額は3,045万7,103円で、収納率は21.69%となっており、前年度より1.71ポイント上昇した。 ・合計では83.41%で、前年度比で1.92ポイント上昇しており、税務課による収納率向上対策への取組の成果と考えている。 ・北播磨5市1町における一人当たり調定額の比較では、西脇市は高いほうから3番目であり、前年の世帯所得300万円・被保険者4人世帯という同じ条件での保険税額を比較すると、こちらも高い方から3番目となっている。 ・いずれの市町においても近年の1人当たり国保税は、上昇傾向で推移している。
会 長	○意見、質疑等（なし）
会 長	○ 報告事項(4) 国民健康保険資格確認書等の更新状況について
事務局	・事務局からの説明を求める。 ○説明 ・2年前、令和6年6月30日現在の被保険者証の交付状況は、加入世帯数4,530世帯のうち、被保険者証交付世帯は4,268世帯、残りの262世帯には、納税相談や納付状況等の結果、短期証等を交付していた。同年12月に被保険者証とマイナンバーカードを一体化する制度に移行したため、短期証は廃止となった。 ・令和8年6月30日現在の交付状況は、被保険者5,974人のうち「資格情報のお知らせ」が4,828件、「資格確認書」が1,132件、1年以上納税のない「特別療養費の支給対象」が14件となっている。
委 員	○質問 ・マイナ保険証に移行したことで、短期証は廃止になったとのことだ

事務局	が、現時点で被保険者証を持っていない方はどれくらいいるのか。 ○回答 ・現在はマイナ保険証か資格確認書を所持することになり、被保険者証となるものを持っていない方はいない。短期証はなくなったが、1年以上滞納している場合、窓口で10割負担となる「特別療養費支給対象」に該当し、そうした方は14人となっている。
会 長 事務局	○報告事項(5) 医療費の状況について ・事務局からの説明を求める。 ○説明 ・令和7年度は、前年度と比較して、入院、外来、訪問看護費、療養費の一人当たり費用額は増加しているものの、それ以外の歯科、調剤については減少している。 ・令和7年度の一人当たり医療費は48万 529円で、前年度比 1,851円の増となっている。 ・一人当たり医療費が、前年度と比べ増加しており、新型コロナウイルスによる受診控えがあった令和2年度を除いては増加傾向となっている。 ・国保加入者の約半数を前期高齢者（65歳～74歳）が占めており、高齢者の割合が高くなっている。 ・北播磨5市の医療費の状況では、令和6年度は5市のなかで一番低い医療費であったが、令和7年度は低いほうから3番目となった。今後も医療費が下がるよう、保健事業の取組を実施し、一人当たり医療費を注視していきたいと考えている。
会 長	○意見、質疑等（なし）
会 長 事務局	○報告事項(6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について ・事務局からの説明を求める。 ○説明 ・特定健康診査は、40歳以上を対象とする、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボに着目した健診である。特定保健指導は、特定健康診査の結果、腹囲や検査項目が一定基準に該当する被保険者に対し、生活習慣の改善等を促すための保健指導を行うものである。 ・特定健康診査について、令和7年度は対象者 5,090人に対し、受診者数は 2,300人で、受診率は45.2%となっている。令和3年度は新型コロナ感染症流行以前の水準にまで戻り、4年度は若干落ち込んだ。5年度からは上昇が続いており、これは未受診者への勧奨事業と国保ウエルネスポイント事業の相乗効果によるものであると考

	えている。 ・受診率向上対策として、町ぐるみ健診では、ホームページからの申し込みや託児日、レディースデーの設定など受けやすい環境を整え、翌年から対象となる39歳の方に個別勧奨を実施した。受診勧奨はがきについても、新規の方や過去3年未受診の方などにセグメント別のはがきを送るなど効果的になるよう工夫をしている。 ・引き続き、個別の電話勧奨及び訪問勧奨の実施や、会社で健康診断を受けられた際のデータ提供の依頼、また健幸ポイントと関連付けた受診勧奨などに取り組み、受診率の向上につなげていきたい。 ・今年度も、受診歴や健診結果等をAI技術で分析し、対象者の健康意識に応じたグループ分けによる受診勧奨を行う予定である。 ・国保ウエルネスポイント事業については、特定健診受診率向上を目指し、生活習慣病の早期発見と疾病予防の促進を目的とし、令和5年度から開始している。 ・令和7年度は、25歳以上の西脇市国民健康保険加入者で特定健診等を受診し、マイナンバーカードを保有している方に自治体マイナポイントを5,000ポイント、マイナンバーカードを保有していない方には4,000円分のへその街共通商品券を交付し、さらにがん検診を追加で受診した場合は、追加で3,000ポイントを付与する内容に拡充した。事業実績は、ポイント付与が1,365件、商品券が60件であった。 ・特定健診受診率は45.2%となり、事業開始前の令和4年度の37.8%に比べ7.4ポイント上昇し、事業効果は得られたのではないかと考えている。 ・今年度は事業開始から3年が経過したこともあり、事業内容を見直しする。付与するインセンティブをデジタル商品券「にしわきPay」に変更、特定健診の受診者に10,000ポイント、がん検診を追加受診した場合はさらに7,000ポイントを付与し、いずれも増額している。事業拡充により更なる受診率向上を目指す。 ・特定保健指導の実施率は令和5年度以降、横ばい状態が続いている。今後も健幸都市推進課と連携し、特定保健指導の実施率向上を図りたいと考える。 ・今年度も、動機付け支援対象者及び積極的支援対象者には、自宅訪問による保健指導を実施するほか、健幸都市推進課で実施する健幸運動教室 Ni-Coについても100名の追加募集を行った。 ・健幸ポイント事業は前年度3,392人の参加があり、今年度も継続して事業を行うほか、加齢による虚弱（フレイル）対策につながる健康教育も行っていく。 ・特定健康診査や特定保健指導の受診率の向上、健康意識の啓発、健
--	---

	康づくりの推進を図ることは、疾病の早期発見や予防につながり、将来的な医療費の抑制へとつながる。今後も、市が掲げる「健幸都市」実現のため、健診受診率の向上や保健指導の充実に向けて積極的に取り組んでいく。
会 長	○意見、質疑等（なし）
会 長	○報告事項(7) その他（①保険料水準の統一に向けて、②健康保険法の一部改正について） ・事務局からの説明を求める。
事務局	○説明 ・国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を担っているが、実情は他の被用者保険に比べ中高齢者の加入率が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いために税負担が重くなるといった構造的な問題を抱えている。 ・こうした状況を踏まえ、平成30年度からは県が国保の運営主体となり、基盤強化と安定運営を行っている。 ・そのような中、各市町で任意に設定している国保税額（率）を将来的に統一し、県内のどこに住んでいても同じ条件なら同じ税額となるよう「保険料水準の統一」が現在、県主導で進められている。 ・兵庫県はその目標年度を、標準保険料率の統一を令和9年度に、完全統一を12年度に設定している。各市町はそれに向かって現在独自で行っている減免制度や任意給付等を整理、廃止していく準備を進めている。 ・保険料率が統一されることにより、現在の保険料率から大きく上昇する可能性もあるため、その動向については注視していく必要がある。 ・令和8年6月5日に公布された健康保険法の一部改正について、大きく4点の改正があった。1点目が高額療養費制度の見直し、2点目が妊娠・出産に係る経済的負担の軽減、3点目がOTC医薬品で代替可能な医薬品に対する保険給付の見直し、4点目が子どもに係る均等割保険税の軽減である。 ・高額療養費制度の見直しについては、8月から月の負担上限額が引き上げられるが、新たに年間上限を導入することで急激な負担増にならないように制度設計がなされた。また低所得者層へは負担増にならないよう配慮がなされている。 ・子どもに係る均等割保険税の5割軽減は、これまで未就学児までが対象となっていたものを高校生年代まで引き上げる拡充策となる。

会 長	○質疑
	・事務局からの説明は以上となるが、その他国民健康保険全般についても委員からご意見やご質問はないか。
委 員	○質問
	・先日、兵庫県が８月にも起債許可団体へ移行するとの報道があったが、国民健康保険の運営に何らかの影響はあるのか。
事務局	○回答
	・先日、県の国保担当者とのウェブ会議で同様の質問が他市からあったが、県の職員も詳細は把握しておらず、よって今後の影響の有無等についても明言できないという回答があった。市としては今後の動向を見守るしかできない。
委 員	○質問
	・ＳＮＳなどで外国人が日本に来て、国保税を滞納するケースがあるという聞きしことがある。また西脇市がそうした状況にない場合でも県で統一水準となった場合、外国人の滞納が多い他市の影響を受けて負担が増えたりするのか。
事務局	○回答
	・本市の場合は、技能実習生など社会保険になる方が多いため、収納率に影響を受けるほどの状況にはなっていない。しかし統一に向けては、どこの市町も収納率をあげていくことが求められており、外国人が多く住む都市部などでは対応も必要になってくると考えられる。
会 長	○他の委員からの意見、質問はなし
	(進行を会長から事務局へ交代)
事務局	○閉会